



片岡春雄 町長

行政報告

磯谷診

ます。

療所・損害賠償請求事件について報告いたし

ご承知のとおり、磯谷診療所の中西医師は医療費請求に関し、不正・不当請求の事実が判明し、平成19年6月6日付で、北海道社会

保険事務局から、保険医療機関並びに保険医の取消という行政処分を受けたものであります。
この行政処分が発せられる前、北海道から生活保護法関連の返還金について、磯谷診療所の町立時期の開設者であった寿都町と、個

平成21年 第1回定例会

平成21年第1回定例会は、3月9日招集され、町長の「町政執行方針」、教育長の「教育行政執行方針」の表明があり、行政報告、同意案1件、意見書4件、条例の制定3件、条例の一部改正12件、規約の廃止1件、規約の制定2件、単行議案6件、平成20年度各会計補正予算7件、平成21年度各会計予算8件を審議し、3月19日閉会しました。

なお、平成21年度各会計予算8件については、議員全員による予算特別委員会「木村親志委員長・沢村昭副委員長」を設置し、16日・17日の2日間にわたり審議し、各会計予算を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

委員会の審査報告を受け、19日の本会議において、委員会報告のとおり、各会計予算を可決しました。



寿都湾

No. 141 平成21年5月

発行／寿都町議会
編集／広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1（議会事務局）
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431



「4月19日開催の全町海岸クリーン大作戦に多くの町民が参加いたしました。」

人開設後の中西医師に対し、過去5年間に遡り不正請求等による医療費の返還を求められ、寿都町が開設者であった平成14年4月から平成18年6月までの医療費1千769万3千770円の納入をいたしました。

この事件は、中西医師による不正請求によるものであり、町は一切関与していないことから、平成19年4月、町に請求された返還金の全額を中西医師に文書で支払いを求めましたが、支払に応じなかったため、議会の承認を得て平成19年5月、損害賠償請求という法的な手段により対応をしたところであります。

この訴訟の争点でありましたが、1点目、町側の主張は、中西医師の不正・不当に行った診療報酬請求の行為は、町と中西医師とで締結した委託契約に基づき、中西医師は、善良な管理者として注意をもって処理する義務があるにも関わらず、それを怠った義務違反にあたると主張。

2点目、中西医師の主張は26年余にわたり、へき地医療の確保に甚大な貢献をしており、医師が不正・不当請求とされているものは、診療報酬請求に関する

解釈の違いであつて、その非は極めて小さい。また、町は医療再編を口実に、医師が磯谷診療所での運営を不可能な状態に追い込んだものであり、町は権利の濫用にあたるとしたものであります。この争点に関し、裁判所は、管理者としての注意義務違反について、診療報酬請求は医師法や健康保険法に基づいて請求することになっており、この行為は管理者としての中西医師の注意義務違反にあたる。

2点目の権利の濫用については、中西医師は長年にわたり、へき地医療に貢献してきたことは認めることができるが、元を正せば、保険医として法令を遵守し、適正な診療報酬請求を怠り行つた結果であり、町の賠償請求が権利の濫用にはあたらない。との判断が示され、本年、1月9日、判決が言い渡されました。判決の内容は、中西医師は、寿都町に対し、1千769万3千770円及びこれに対する平成19年5月7日から支払が済むまでの間、年5分の割合による利息の支払い。訴訟費用は被告の負担とする。

また、この判決は仮に執行することができるとの判決が言渡され、町の主張が全面的に認められた判決となりました。

その後、中西医師は判決で支払を言渡されたにも関わらず、これを不服として控訴いたしました。

私は、この行為が支払いの意思がないものと判断されることから、仮執行が付けられている判決にそつて、「町民の財産」を守らなければならぬという立場から、現在、仮差押えをしている不動産の競売申立手続をすることといたします。以上でございます。

審議した案件

人事案件

◆固定資産評価審査委員会委員の選任

吉田豊道氏（歌楽町）・植谷和幸氏（磯谷町）の選任に同意しました。

条例の制定

◆寿都町介護保険給付準備基金条例の制定：原案可決

（賛成9 反対0）

平成18年度から平成20年度までの第3期介護保険事業計画期間において、第1号被保険者にかかる保険料



に余剰金が発生したため、これを準備基金として第4期介護計画の保険料に充当、並びに介護給付費の上昇に備えるために基金を積み立てる規定を整備するものです。

◆寿都町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定

（賛成9 反対0）

介護従事者処遇改善のため、平成21年4月に3%介護報酬改定が行われることに伴い、第4期介護計画内の保険料の上昇分を抑制

するため、平成20年度において国から臨時特例交付金が交付されるもので、第4期計画での繰り入れについて、会計上明確にするため、準備基金とは別に基金を設置するものです。

◆寿都町教育振興基本計画策定委員会設置条例の制定

（賛成9 反対0）

教育基本法の改正に伴い、地方公共団体が教育の振興のための基本計画を定めることによつて、努力義務として認知され、また、社会教育中期計画が平成21年度で終了することから、今後学校教育を含めた教育振興全般にわたる基本計画を策定するために本委員会を設置するものです。

条例の改正

◆寿都町個人情報保護条例の一部を改正する条例

（賛成9 反対0）

本条例は個人情報情報の取扱について規定していますが、この改正は統計法の改正や廃止によつて、引用している法律の条項を改正するものです。

◆職員の育児休業等に関する条例の一部改正

（賛成9 反対0）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、「育児短時間勤務」制度等を設けることを目的に、法改正があり、それに伴い条例の改正をするものです。

◆職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

（賛成9 反対0）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正され「育児短時間勤務」制度の創設と「国家公務員休職時間」制度が廃止されたことに伴い改正するもので、職員の勤務時間は8時40分から5時25分まで（15分延長）とする改正が主なものです。

◆議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

（賛成8 反対1）

本町の財政事情を考慮したなかで、議会議員期末手当支給率を年間3、5月分（本則4、5月分）とするものです。

◆特別職の給与額及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部改正

（賛成8 反対1）

本町の財政事情を考慮

したなかで、町長、副町長の期末手当支給率を年間3、5月分(本則4、5月分)とするものです。(教育長も同率とする。)

◆委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正
..... 原案可決

(賛成9 反対0)
社会教育計画策定委員の一部名称変更と、「寿都町まちづくり交付金評価委員会委員」を新たに加えるものです。

◆寿都町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正
..... 原案可決

(賛成9 反対0)
「児童福祉法」の一部改正により、「小規模住居型児童養育事業」の助成の対象となる扶養義務者のいない児童の医療費は公費負担されることから、受給資格者から除外するものです。

◆寿都町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正
..... 原案可決

(賛成9 反対0)

「児童福祉法」の一部改正により、「小規模住居型児童養育事業」の対象となる扶養義務者のいない児童について、助成の対象外となるものです。

◆寿都町国民健康保険条例

の一部改正
..... 原案可決

(賛成9 反対0)

「児童福祉法」の一部改正により、「小規模住居型児童養育事業」の対象となる扶養義務者のいない児童について、被保険者の適用除外となるものです。

◆寿都町介護保険条例の一部改正
..... 原案可決

(賛成9 反対0)

介護保険料は、3年に一度見直しをすることになっており、平成21年度から23年度までの第4期介護保険事業について、国の報酬改定やサービス利用量見込みによる給付費を推計し、必要となる保険料は準備基金の充当により、第3期事業計画の基準額と同額にするものです。



◆寿都町生活支援事業条例の一部改正
..... 原案可決

(賛成9 反対0)

介護認定前や介護認定非該当の人などで、社会生活が困難な高齢者に対し、ホームヘルパーやデイサービスの提供により、自立した生活を送ることが出来るよう支援する事業であり、このサービス手数料について

て準用する国の介護報酬の見直しに伴う改正であります。

◆寿都町立寿都診療所条例の一部改正
..... 原案可決

(賛成9 反対0)

使用料及び手数料の項目の変更及び項目を追加するもので、付添者給食料を加え、妊婦診察料、健康診断料の金額を改めるものです。

規約の廃止

◆南後志地区介護認定審査会共同設置規約の廃止
..... 原案可決

(賛成9 反対0)

寿都町、岩内町、余市町を除く後志管内16町村で構成する後志広域連合による介護認定審査会の運営のため、現在の規約を廃止するものです。

規約の制定

◆介護認定審査会の事務委託
..... 原案可決

(賛成9 反対0)

共同設置規約の廃止に伴い、介護認定審査会の事務委託について、事務局である黒松内町と事務委託に関する規約を新たに制定するものです。

◆南後志地区障害程度区分認定審査会の共同設置

..... 原案可決

(賛成9 反対0)

障害認定審査会について、新たに寿都・島牧・黒松内3町村による共同設置規約の制定が必要となり、関連する規約を整備するものです。

単行議案

◆寿都町過疎地域自立促進市町村計画(後期)の変更
..... 原案可決

(賛成9 反対0)

平成20年度実施の(仮称)寿都町こどもふれあいセンター整備事業に関連し、計画変更するものです。

◆公の施設の指定管理者の指定
..... 原案可決

(賛成9 反対0)

「寿都温泉ゆべつのゆ」の管理運営を指定管理者として、株式会社 寿都振興公社を引き続き指定するものです。

◆公の施設の指定管理者の指定
..... 原案可決

(賛成9 反対0)

「寿都町コテージ」の管理運営を指定管理者として、株式会社 寿都振興公社を引き続き指定するものです。

◆寿都町の区域内に新たに生じた土地の確認
..... 原案可決

(賛成9 反対0)

◆寿都町の字の区域の変更
..... 原案可決

(賛成9 反対0)

寿都漁港整備事業に伴う公有水面埋立工事の竣工により、新たに生じた土地の確認と編入する区域を大磯町にすることについて、地方自治法の規定により、知事へ届け出するため、議会の議決を得るものです。

◆町道路線の認定について
..... 原案可決

(賛成9 反対0)

美谷林道として開設された路線を、今後町道として一括管理するために、路線認定するものです。

補正予算

◆寿都町一般会計補正予算(第6号)
..... 原案可決

(賛成9 反対0)

予算総額に1億9千177万9千円を追加し、総額を37億7千37万7千円とするものです。

●補正の主なもの

・総務費

積立金・償還金ほか

1億5千981万9千円増

・民生費

定額給付金ほか

6千381万2千円増

・衛生費

診療所費ほか

2千527万8千円減

・商工費

市街地整備事業補助

579万2千円減

・土木費

町道排雪委託料

600万円増

・教育費

7万4千円増

・公債費

685万6千円減

◆寿都町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
..... 原案可決

(賛成9 反対0)

予算総額に1千267万円を追加し、総額を4億6千997万2千円とするものです。

●補正の主なもの

・総務費

9万3千円増

・保険給付費

療養諸費

1千252万1千円増

・基金積立金

5万6千円増

◆寿都町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
..... 原案可決

(賛成9 反対0)

予算総額に89万4千円を追加し、総額を5千617万4千円とするもの。

●補正の主なもの

・徴収費

賦課徴収システム改修

負担金

89万4千円

◆寿都町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
..... 原案可決

(賛成9 反対0)

予算総額に1千331万8千円を追加し、総額を

4億1千221万6千円とするもの。

●補正の主なもの

・総務費 84万1千円増
・基金積立金 1千235万3千円増

・繰出金 12万4千円増

◆寿都町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

.....原案可決
(賛成9 反対0)

予算総額に609万9千円を追加し、総額を3億4千359万7千円とするものです。

●補正の主なもの

・総務費総務管理費
公共下水道事業基金積立金 609万9千円増

◆寿都町風力発電事業特別会計補正予算(第2号)

.....原案可決
(賛成9 反対0)

予算総額から1千263万5千円を減額し、総額を3億1千376万9千円とするものです。

●補正の主なもの

・電気事業費
電気事業管理費 39万9千円減

・公債費 143万2千円減

・諸支出費 繰出金 1千80万4千円減

◆寿都町老人保健特別会計補正予算(第3号)

.....原案可決
(賛成9 反対0)

予算総額に19万円を追加し、総額を6千573万8千円とするものです。

●補正の主なもの

・医療給付費 19万円増

会計区分	平成21年度	前年対比(%)	討 論	採 決
一 般 会 計	30億4千300万円	▲ 4.5	賛成1 反対2	賛成6 反対2
国民健康保険事業特別会計	4億6千800万円	3.0		賛成6 反対2
老人保健特別会計	120万円	▲ 97.5	反対2	賛成8
後期高齢者医療特別会計	5千170万円	▲ 6.5		賛成7 反対1
介護保険事業特別会計	3億8千230万円	▲ 3.8	反対1	賛成8
簡易水道事業特別会計	1億6千30万円	4.8		賛成8
公共下水道事業特別会計	3億7千670万円	13.5		賛成8
風力発電事業特別会計	3億910万円	▲ 3.6		賛成8
計	47億9千230万円	▲ 3.2		

意見書可決 関係大臣等へ送付

●意見案第1号

北海道の自衛隊体制維持を求める意見書

本件について、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成21年3月9日提出

提出者

寿都町議会議員 中里徳男

寿都町議会議員 越前谷由樹

北海道に配置されている自衛隊は、国土防衛はもとより、災害発生時の救援・救難活動や救急患者の搬送など、道民の安全と安心の確保に向けて大きな役割を果たしてきたところであり

ますが、近年、第5師団及び第11師団が旅団化されるなど、特に陸上自衛隊の削減が行われ、地域の安全と安定、さらには地域経済や地域社会に大きな影響を与えていることは、大変遺憾であります。

現在、国においては、平成21年末を目前に「防衛計画の大綱の見直し」と「次期中期防衛力整備計画の策定」の検討に着手されてい

ると承知していますが、今後さらに本道における自衛隊の大幅な削減は、我が国の防衛上の問題はもとより、災害発生時の派遣や地域経済への影響など、さらに大きな影響を及ぼすことは必至であります。

また、本道には大規模な演習場や射場など整備された施設が存在し、一年を通して本道の部隊のみならず、全国の部隊がこれらの施設を活用するなど、長年にわたる地域の自衛隊に対するバックアップ体制があり、その有形無形の体制は一朝一夕で得られるものでなく、その貴重な財産を将来にわたって活用すべきであります。

よって、国においては、「防衛計画の大綱の見直し」及び「次期中期防衛力整備計画の策定」に際し、地域の意向を十分に配慮され、本道における自衛隊の体制が確実に維持されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

北海道寿都郡寿都町議会

(提出先)

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・防衛大臣

●意見案第2号

物価に見合う年金引き上げを求める意見書

本件について、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成21年3月9日提出

提出者

寿都町議会議員 木村親志

寿都町議会議員 山本喜彦

困難を抱えている地方経済は、アメリカ発の金融危機に伴う未曾有の不況が、追い討ちをかけ深刻の度を強めています。自治体財政も、「三位一体改革」による交付税縮減などに、税収の落ち込みが加わり危機的状況です。

国際投機資金の暴走による原油や穀物の高騰をきっかけに始まった消費者物価の高騰は、金融危機により原油価格などの低下により、一定沈静化したかに見えますが依然高止まりの状態です。その上、政府の物価統計は、上昇を続ける税・社会保障料が含まれず、価格低下が続いている家電やIT機器が含まれ、庶民の

生活実態を正しく反映したものではありません。

高齢者の生活は、物価上昇に合わせて年金額を引き上げることによって維持されます。しかし、2004年「年金改革」によって様々な制限がこれに加えられました。その上、保留されてきたとされる年金引き下げが、物価上昇分と相殺されることとされるため、2009年4月の年金改定では、物価が反映されずゼロ改定とされるものと見られます。

派遣切りなど失業や雇用不安、高齢者の収入減や先行き不安が、消費を冷え込ませ不況を深刻にしています。この悪循環を断ち切らなければ自治体財政も潤わず、日本経済にとっても地方経済にとっても未来がありません。

そのためには、雇用と国民の生活を保障して生活の安定と雇用の不安をなくすること、国民所得の10%を超える年金を目減りさせず、高齢者の生活を保障して将来不安を取り除くことです。

よって、地方自治法第99条により下記について意見書を提出いたします。

記

一、2009年度年金改定に当たっては、緊急措置として物価上昇率に合わせ改定すること。

二、その際、無年金者・低年金者に「生活支援金」を上乗せして行うこと。

北海道寿都郡寿都町議会（提出先）

内閣総理大臣・財務大臣・厚生労働大臣

●意見案第3号

市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持継続を求める意見書

本件について、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成21年3月9日提出

提出者

寿都町議会議員 小西正尚
寿都町議会議員 沢村国昭

市町村立病院は、地域住民の生命と健康を守るため、地域の他の医療機関や行政機関と連携を図り、救急や小児・周産期などの不採算部門や予防医療活動を積極的に担いながら、住民本位の医療提供に努めています。

しかし、道内の市町村立病院は、約6割が100床以下の小規模病院であり、急激

な人口減少、医師不足の深刻化、診療報酬のマイナス改定等により、非常に厳しい経営を強いられ、市町村立病院の77%が赤字であります。

現在、多くの市町村病院は、経営の効率化のために病院規模の適正化、経営コストの削減、再編ネットワーク化、経営形態の見直しを検討しているが、収入の根幹である診療報酬のマイナス改定は安定経営を脅かしているばかりか、病院の存続を検討する事態にまでなっています。また、一般会計繰出金は、地方交付税措置額の1.7倍に達し、自治体財政を圧迫する要因となっています。特に、不採算部門における国の交付税措置は不十分であり、地方交付税額の繰出基準の改善が必要であります。

また、2006年に「医療制度改革関連法」が成立し、介護療養病床を2012年3月末で廃止し、医療療養病床も大幅に削減することとされました。しかし、介護療養病床の転換先として介護療養型老人保健施設が創設されましたが、医師や看護師の配置が手薄くなり、現在のよ

うな医療行為を提供することが困難になり、入居者を継続入所させることができないと危惧されており、このまま介護療養病床が廃止され、医療療養病床が削減されれば、行き場のない、いわゆる「医療難民」「介護難民」が多数出ることは明らかであり、結果として医療の地域格差を広げ、地域医療の崩壊を招くこととなります。

以上のことから、地域医療は住民にとって、無くてはならない生活基盤であり、地方自治体としては、これを守り維持することが必要不可欠であるため、次のことを要望いたします。

記

一、療養病床を持つ病院や不採算部門を抱える病院、小規模病院の経営を安定させるために、次期診療報酬改定では診療報酬を増額すること。

二、公立病院や公的病院に対する地方交付税措置額の改善については、昨年12月26日に増額措置が公表されたところでありますが、一層の普通交付税措置により、不採算地区病院、救急病院、小児・周産期病院の経営安定を図ること。

三、地域の実情に合わせて医療療養病床を維持すると

ともに、介護療養病床の役割を再評価し、存続を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

北海道寿都郡寿都町議会（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務・金融大臣・厚生労働大臣

●意見案第4号

季節労働者対策の強化を求める要望意見書

本件について、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成21年3月9日提出

提出者

寿都町議会議員 岡部 武
寿都町議会議員 石澤洋二

いま、世界的な金融・経済危機の影響が日本にも及び、雇用・失業情勢は急速に悪化しています。北海道内においても、派遣労働者や期間従業員の解雇や、倒産などによる失業が増大し

ており、本州で職を失った労働者が少なからず北海道に帰ってきています。同時に、北海道の季節労働者の実態も深刻でありま

す。季節労働者の冬期間の雇用と生活を支えてきた冬期技能講習など国の季節労働者冬期援護制度が廃止され、雇用保険法の特例一時金が「40日分」に削減されました。季節労働者は、わずか20万円前後の特例一時金だけで厳寒の3〜4ヶ月を生活しなければならぬという、生存さえ危ぶまれる深刻な事態となつていま

す。健康保険や年金の保険料を払えない季節労働者が増えており、このままでは命と老後を脅かすことになりかねません。

政府・厚生労働省は2007年度から「通年雇用促進支援事業」などを実施していますが、予算規模が十分とはいえず、労働者の「所得保障」にかかわるものは認められないため有効な対策となっていない。そして、これらの施策は平成21年度までの事業とされています。

「通年雇用化」は当然必要なことでありますが、現下の厳しい雇用情勢のもとでは季節労働者は冬期間の雇用がないばかりか、年間を通じての失業がひろがっています。

抜本的な雇用・失業対策

が求められている今、季節労働者対策においても政府が以下の必要な措置を講ずるべきであります。

記

一、雇用保険の特例一時金をさしあたり「50日分」に戻すこと。

二、「通年雇用促進支援事業」について季節労働者の実態に即した改善をはかるとともに、追加対策を講ずること。

三、また、平成22年度（2010年度）以降、季節労働者の冬期の失業に対する公的就労と所得保障など実効ある新たな制度を創設すること。

四、地域経済を下支えし、雇用効果の大きい生活密着型の公共事業を拡大すること。

そのために、政府として地方自治体の財源確保措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

北海道寿都郡寿都町議会（提出先）

内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、総務大臣

ここが聞きたい

一般質問

第1回定例会での一般質問では6名の方から12項目について質問がありました。

木村 親志 議員

行政 片岡町長の3期目の立起について



■質問

通告した一般質問に入ります前に2点ほど、お礼とお願いを申し上げます。

まず、一つは、昨年3月の定例会の一般質問で町長の意見を伺った、サケの二次飼育施設の整備の件でございます。この施設の整備については、長年に亘る漁業者の念願であり、不安定なサケの資源を安定させるための重要な施設になると確信しております。平成21年度の一般会計予算に盛り込んで頂いたことに對し、まずお礼と予算審議については、ご理解くださいますようお願いいたします。

もう一つは、昨年6月の

2定の質問で伺った、国や道の補助制度を活用した中

での大規模な藻場造成についてであります。これについてもこの度、国の制度を活用した中で予算措置されておられ、これからご審議いただきますが、同様にご理解をくださいますようお願い申し上げます。

以上2点につき、お礼とお願いを申し上げ、本題に入ります。

私は、片岡町長の3期目に対する立起の思いについてお聞きいたします。

りましたが、その間、様々な課題を解決されて来た事は高く評価されるものであります。なかでも高齢化が加速する地域社会の中、医師の確保すらままならない現況下において、本町では片岡町長の采配により道立病院の移管から、今日の医療体制の確立に至るまで、様々な抵抗の中、見事な行動と手腕により、町民の思いを汲み取った中での最高の医療体制を創出したものと思っております。

町長の仕事として取り上げれば他にも幾つものものがあります。何れにしても片岡町長は現状を把握分析し、町民の意見をよく耳を傾け、我が町にとって最善の努力をしてきた事にあらためて関心しているものであります。

しかしながら一方では今後まだまだ大きな課題も沢山ございます。

そこで町長にお伺いしますが、本年11月に今期の任期が満了致しますが、これまでの経験を生かし、山積する諸課題を解決し、本町の発展のために、尚一層の努力を続ける意思を持つておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

●町長

木村親志議員の質問にお答えいたします。

町政3期目の立起についてですが、「私はみんなであつて、7年4ヶ月が経過しようとしております。

就任当時を振り返って見ますと高度経済成長の右肩上がりの時代は終焉を向かえ、国、地方を問わず、深刻な財政難が指摘されるようになり、それまでのように公共投資を主軸とした、いわゆる箱物行政ではない、新しい町づくりが求められ、緩やかな施策の転換期であつたように感じております。

また、国の三位一体の改革以降、地方交付税の激減が地方財政を直撃する中、様々な面で町民の皆様にご辛抱を願ったり、負担増をお願いする苦渋の選択をする場面もございました。

このように大変厳しい状況が続いておりますが、議員皆様のご理解や、関係機関のお力添え、そして町民皆様のあたたかいご支援とご協力を頂き、今日まで町政の舵取りをさせて頂いております。

これからは本町におきましては、自立できる基礎的自治体の構築に向け、更なる行財政改革を進めながら、財政基盤を確立するなど、私の責任で解決しなければならぬ課題が山積していると思っております。

このような状況の中策定される「第7次寿都町総合振興計画」は、町民皆さんから頂いた意見を基に本音で議論をし、創意工夫しながら寿都町の未来へ向かう指針を作りたいと考えております。

計画策定にあたり、寿都湾を初めとする美しく豊かな自然と環境を守り育てる活動として、海岸清掃、リサイクルなど資源ごみ分別収集による減量化、省エネ、節約型のライフスタイルの浸透、植樹運動などの取り組みを通じて、環境保全の意識づけがなされ、更に寿都湾の環境を守るため、海の森づくりや磯焼け対策を目的とした施肥事業を拡大し、魚場の環境を整え、漁業資源の増大に向け、事業を進めてまいりたいと考えております。

わが町の発展には、基幹産業である水産業の安定した収入や、健全な経営が不可欠であり、漁獲物の安定

供給やブランド化等による付加価値の向上や、販路の拡大など、なお一層、水産業の振興を強化していかなければなりません。

更に寿都町のシンボリックな風力発電は、環境に優しいクリーンなエネルギーを生むだけではなく、風力発電事業から生じる収益の果たす役割は大きく、一般会計へ繰り入れ、地域振興や地域活性化などの事業に充当をしております。

これからは産業振興、保健医療福祉、生活基盤整備などやらなければいけないことが山積しており、「第7次寿都町総合振興計画」をスムーズに取り進めるために財源の確保が必要であり、新たな風力発電の建設に向け、経済産業省並びに北海道電力と協議を重ね、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

今後も町民とのコミュニケーションを大切に協働のまちづくりを実践してまいります。極めて微力ではありますが、町民皆様のご支援をいただけるならば再度、町政執行の重責を担い、寿都町の輝く未来を切り開き、元気で活力あるまちづくりに全力を尽くす決意である

ことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

岡部 武 議員

行政 地方自治の原則を破壊する「道州制」導入をどのように考えているのか



質問

金融危機と深刻な不況が元で財界と政府は地方分権の名で究極の「構造改革」と位置づける「道州制」導入の動きを加速させております。日本経団連は、2007年3月に「道州制に向けた第1次提言」を出しまして、続いて昨年11月に「第2次提言」をまとめてます。しかし、「道州制」導入は単に都道府県の再編ではありません。財界政府が描く「道州制」は、国の仕事を外交・軍事・司法などに限定し、社会保障や福祉などの行政サービスは地方に押し付け、自立、自助の名で住民負担に切り替え、自治体を財界大企業のための開発政策や産業政策推進の道具に変えてしまおうとするものです。これは、憲法の地方自治の原則を根底から破壊するものです。

町長

岡部議員の質問にお答えいたします。

1点目の地方自治の原則を破壊する「道州制」導入をどのように考えているのかについてであります。現在、国においては地方制度調査会の答申を始め、道州制導入について様々な検討がされております。ご質問でも申されておりますとおり、道州制はわが国が抱える経済の危機、不安の増加、活力の低下を構造改革により活力上昇、国力の再生を図るものとされておられ、地方については都道府県を地域ごとに道又

は州に再編成し、市町村を基礎自治体という2層構造にし、国の役割は外交、安

全保障、司法や通貨などに限定し、インフラ整備のための公共事業や産業振興など広域自治行政は都道府県を廃止して道州が身近な社会福祉や初等教育、水道事業、一般道路の整備など地域に密着した対人サービスなどの行政分野は基礎自治体が幅広く担うものとしております。国は道州制により民間でできるものは民間へ、地方でやるべきことは

州制の受け皿として、合併推進を強制することがあってはならないものと考えます。また、強制合併により、道州政府と住民との距離も一段と遠いものになる可能性があります。このことは、本来の多種多様な自治の在り方を否定することにもつながり、多くの農山漁村の住民自治は衰退の一途を辿り、結果的には理想とする日本再生はなしえなくなるものと思われま

権限と税源を移譲して地方で行えるように地方主権制度の国を目指すこととしており、住民に対する行政は原則として全部を身近な市町村を主体とする基礎自治体がその責任において、自立して行うこととしております。理想として掲げる基礎自治体となるためには当然に自治体の体向上が求められますが現実的に非常に厳しい状況におかれているのが実態であり、仮に道州制が導入されても、なお一層の格差拡大が懸念される反面、格差解消を訴える先がなくなり、結果的に自立のための効率的経営のため、小規模自治体の強制的な合併に繋がりますし、道

道州制が目指す、国の統治の仕組みを集権型から分権型に変え、地方の活性化を図ることで国力を高めていくという考え方は、道州制を実現するために必要な北海道経済の現状と自立から見たとき、残念ながら産業構造が脆弱な状況にあるなど、時期尚早と判断せざるを得ません。

自治体単独での自助努力には限界があり、近隣町村と課題の共有や、幅広い連携により、自治体の基礎体力を高める時間が必要であり、そのために産業基盤の整備など、図るべき分野の底上げが喫緊の課題と捉えております。

以上、申し上げた背景からも道州制の導入は国民的な広い議論で慎重になさ

るべきであると考えております。

岡部 武 議員

教育 日の丸、君が代は「強制しない」原則を貫き通すことが不可欠ではないか

質問

卒業式、入学シーズンを迎えます。子どもの成長を記録するもつとも晴れがましい日であるはずのこれらの行事を重なるしいものにかえていくものが日の丸、君が代の「強制」です。とりわけ、東京などでは教職員を処分で脅かし、日の丸に向かって起立させ、君が代の斉唱・伴奏させる「強制」が続いております。強制には根拠がないばかりか、憲法の保障する思想・良心の自由に反します。

もともと侵略戦争の記憶と結びついた日の丸や、天皇制を称える君が代を国歌・国旗とすることに国民の間で議論がありまして。それであつても政府は1999年国会で「国旗、国歌法」を強行成立させましたが、条文にはどこにも「強制」の根拠はなく、政府は、思想・良心の自由を制約しないと約束してき

ました。憲法第19条は、「思想及び良心の自由はこれを侵してはならない」と明記してます。国旗・国歌法の審議にあたって、政府は「国旗の掲揚等に関して、義務付けを行うことは考えていない」と答弁してます。強制しないが日の丸、君が代問題の原則であることは明白です。2006年にも教育基本法が改正された際にも、政府は日の丸の掲揚や君が代斉唱に反対するのは「思想・信条の自由であります」と答えております。

教育長

岡部議員のご質問にお答えいたします。

国旗・国歌について強制



しないということですが、学校教育での国旗・国歌については、強制ということはない、あくまでも小学校での学習指導要領に基づいて、3・4年の社会では我が国や外国に国旗があることを理解させ、それを尊重する態度を育てること。

音楽では、国歌「君が代」はいずれの学年においても指導すること。

特別活動では、入学式や卒業式などにおいて、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するように指導することとなっております。

また、中学ではその内容に不足等のある場合は、補充をして指導することになっていきます。つきましては、小・中学校では、引き続き教職員全体で他の教科同様、教育効果がある

よう指導に努力して参ります。

■再質問

日の丸、君が代の「強制しない」原則は、かなり前の教育長から一貫した方針で私も十分、分かってます。ただ全国的な流れを見ますと、必ずしもそうではありません。今後ともあくまで「強制はしない」という原則で対処していくということを再度確認したいと思っています。

●教育長

今の岡部議員さんの国旗、国歌の起立、斉唱の件についてであります。先程申し上げたとおり基本的にはそんな流れでやって行きたいというふうに思っています。今後どんな状況があるかということについては、なかなか予測の立たないところでありますが現状のところでは以前よりも、もっと整然と実施されており落ちていくというふうには私ども受け取っておりません。そんなことで今までの指導の流れの中でしっかりと指導していく中でこの指導要領の目的を達成しているのではないかと感じております。

岡部 武 議員

教育 子ども達と携帯電話の関係をどのようにとらえ、どのように指導・援助していくのか

■質問

文部科学省は1月末に携帯電話の小中学校への持込を原則禁止する指針を各都道府県に通知しました。学校への持ち込みはどうするか、実情に応じて自主的に決めることです。授業中に使わないことを含め、子供達が話し合って決めることこそ意味があります。取り締まり的な発想で上から規則を決め持ち物検査に走れば教育そのものを歪めかねません。

携帯電話はただの電話ではなく、インターネット等であらゆる世界と繋がる文明の利器です。子どもの居住地を越えた様々なネットワークも作れるようになります。子供のコミュニケーションや安全確認のために欠かせないという保護者もいます。同時にこの機能は危険と隣り合わせです。だからこそ保護者は料金の使いすぎやメール・ネットを悪用したいじめ、有害サイトや出会い系サイト、ネット依存による対面コミュニケーション不全など多くの事を心配しています。

現在、高校生の所持率は95%以上です。今、持っていない小・中学生もいつかは使い始めます。それだけに社会が力を注ぐべきは携帯電話の所持や使用のルールを子どもと共に形成するべきではないでしょうか。

その一つは、使い方や情報のモラルについてです。例えば料金や時間の制限、危険なサイトへのアクセスを防ぐフィルタリングや保護者のチェックなどあります。同時に成長期にある子供を守るという観点から考える事も重要です。専門家は過度の使用で子供期・思春期に必要な成長が損なわれる危険性を指摘しています。いずれにしても子供達は携帯電話と賢く付き合いたいと願っており、そこでも同いますが、教育長は、子ども達と携帯電話の関係をどのようにとらえ、どのように指導・援助していくのか



か伺います。

●教育長

子どもたちと携帯電話の関係ですが、携帯電話の普及は著しく、北海道における調査においては、小学生6・8%中学生35・5%高校生94・6%が所持しているとのデータもあります。現在の本市においては調査では、小学生で15名の9・2%・中学生では27名で29%が所持していることが確認されております。

こうした状況化で全国的には、携帯電話を通じた、いじめ等の問題行動や有害情報へのアクセスによるトラブルなど、教育上の大きな課題となつているところがあります。

本市での問題については、まだ確認されていませんが、携帯等の利用時間が深夜に使うケースが63%との調査データもあり、使い方への指導強化が望まれております。学習環境を守る立場から本市では、小学校において不要なものを持ち込まないとし、また、中学校においては、持込を禁止しております。具体的な指導としては、小学校では、学級通信やパンフレットの配布と学級活動での指導を

行っています。

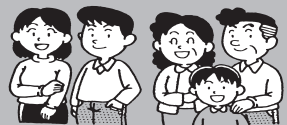
中学校では、授業参観日や生徒の全体集会で指導しており、日常の中でも目立った事件が発生した場合は、学級活動等で話題にするよう心がけて指導しているのが現状であります。

今後につきましても、使い方のルールや保護者による使用頻度の確認など、家庭と学校が連携しながら、機会ある毎に指導してまいります。

■再質問

私たちの年代よりむしろ子供達の年代の方がある面では携帯電話、インターネットどんどん進んで、後追いになっていくのが実態だと思えます。ですから、今後の問題として、PTA、教育委員会等の指導機関で

議会の傍聴はお気軽に 6月に定例議会が開かれます



日程等、詳しいことは議会事務局へお問い合わせください。(62-2511)

も積極的に機会を捉えて検討していくことが必要でなかろうかと思えます。いろんな新聞報道等を見ましても、かなり携帯電話を仲介した犯罪等が多いなどという気がします。ことが起きてからではなくて、日常の指導をどの様に考えているか再度伺います。

●教育長

携帯電話の件でありますが議員さんが心配しているのと私も同感だと思えます。正直なところ持たせる親側が戸惑っているのが現状なのかもしれません。そんな中でその携帯をどんなふうにしていくのかという

小西 正尚 議員

行政 総合振興計画の策定にあたって



■質問
私は2点につきまして町長に質問したいと思えます。

まず第1点目ですが、今年度の総合振興計画の策定にあたりましてということであります。平成21年度は22年度から始まる第7次の町総合振興計画の策定年に当たります。それは今後の

ことについては、こればかりは、ダメだダメだという、逃げていっているばかりにもいられません。これからは今、学校がそれぞれ対応している授業、プラス道徳やそれから参観日とか親に向けての指導を強めていかなければならないと、先ほど議員さんの中にもいろいろな指導がありました。私も指導方法でいろいろな部分を調べてみましたが、やはり絶対これだという部分がまだなく、いろいろな機会を通して、できるだけ多くの情報を提供しながらそして注意を喚起していくと言うのが現状かと思っております。

10年でこの町をどの様に創り上げ、将来に向けての永続的な発展を目指す非常に重要な計画であります。この会議を構成する策定委員

会の方々は町内の各界・各層から選出されると思えますが、充実した活発な議論を期待しております。

一方、今後の町の将来を決める重要な計画でありますので、一人でも多く

の町民の方々の意見や考えを聞き、それらを反映させた計画であるべきだと思います。町づくり懇談会・町内会の会合など町民の意見を聞く機会があっても、時期、場所、時間、足等の都合など思った様に行政とのコミュニケーションが取れていない町民の方々もいる現実もあります。ここ

は一つ町長自らが出向いていって、一人でも多くの声なき声を拾って、今後の町づくりの糧とすべきでないでしょうか。

町長は、公務に忙殺される毎日ではありますが、幸いにも今、役場内の実務に於いては副町長を中心として、非常に円滑に運んでいるように思われますので、この計画の重要性に鑑み、是非そうあるべきだと思いますが、町長のお考えを伺いたいと思えます。

●町長

小西議員の質問にお答えいたします。

総合振興計画策定にあたって、一人でも多く町民の声を聞くことによつて今後の町づくりの糧とすべきではないかとのご質問ですが、私もできる限り沢山の町民の声をお聞きし、皆様

と一緒に行動できる町づくりを進めるべきであると考えております。

昨年、実施しました町づくりアンケートは、町民の意向を知る上で重要なものであります。アンケートだけでは伺い知れない生の声を聞く必要があります。また、今後町と町民の皆様が一緒に町づくりを進めていく上で、本音の議論を展開する場も必要と考えております。このため話題、対象世代、地域別に工夫した懇談会の開催のほか、例えば各種団体の行事や会合への場、サークル単位や小規模の集まりにも出席させてもらうなど、一人でも多くの町民の方々と接する機会を増やし、今後の町づくりに繁榮させていきたいと思えます。その実施方法として、各課の業務等を通じてアンテナを張り巡らし、積極的におしやることも考えており、業務の調整を図りながら、広く町民皆様の声に耳を傾けて参りたいと存じます。

■小西議員

非常に前向きな答弁ありがとうございます。21年度につきましては、振興計画の策定年にあたりますので、是非そのように町民の意見を結集できるよう町長自らの考えや意見を聞いて

行政

高齢者が安心して暮らせる町を

小西 正尚 議員

で、是非そのように町民の意見を結集できるよう町長自らの考えや意見を聞いて

■質問

我が町も年々高齢化が進み、今や65歳以上の人口が全人口の1/3に達しました。75歳以上が800人を超えます。これらの方々の中には冬期間などの日々の生活の環境の厳しさや不便さから心ならずもこの地を後にしなければならなくなる人もいられる様に聞いております。長きに亘り国家や町を支えてきて頂いた先輩の方々的心情を思う時、住み慣れたこの町を終の住み家として楽しく安寧に暮らせる環境を創れないものでしょうか。

●町長

高齢者が安心して暮らせる町についてお答えいたします。

本町では厳しい財政状況が続いていますがこれまで高齢者が健康で住みなれた地域や家庭において、安心して自立した生活が続けることができるよう、福祉施策を継続実施してまいりま



国自治体では

した。高齢者対策は町の振興計画に深く位置付けられる事項でありますので、今後も十分に研究し、対応してまいります。特に高齢者は若い人に比べ、移動の範囲が狭く、日常の買い物において行き帰りが大変であることから、商業者とタイアップして、買い物支援を図ることや閉じこもりがちによる会話不足など精神的な老化防止のため、町の中で気軽にお茶を飲みながら、コミュニケーションを図れる場の創出などの支援に取り組んでまいりたいと考えております。

また、介護保健における、要支援や要介護の方のサービスについては、定着してきているものの、今後後期高齢者が増加し、要介護認定者もそれに比例し、増加することが予想され、認知症の介護サービスや短期入所の希望が増加傾向にあることから、家庭の実態

などを把握し、高齢者が住みなれた地域で生活し続けられるよう、旧寿都診療所跡を利用した認知症グループホームなど、複合的な地域密着型サービスの可能性を検討しているところであり、今後におきましても高齢者にとつて、どのような施策が望ましいか、医療、健康、住まいなど高齢者が抱える不安の解消に向け、「敬老自治体宣言」の精神を基に本町で不足とされる施策につきましては、限られた財源を工夫しながら、高齢者福祉を充実するため努力してまいれる所存でございます。

■小西議員

町長の高齢者に対する思いや政策が是非実施の運びとなるように強くご期待申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

山本 喜彦 議員 環境 森林の整備計画と野鼠対策について



■質問
森林の整備計画と野鼠対策について質問します。

平成9年12月に採択され、平成17年4月閣議決定された京都議定書では、炭酸ガス(CO2)削減が取

り沙汰され、参加国の削減目標が設定されました。目標達成の一つの手段として、植林や森林の保全もCO2削減換算されると聞いています。

昨年5月11日、浜中海岸において、歌手の白井貴子氏を迎えて、「エコ寿都2008」ええこ寿都2008エコの心がええ子を育てる」とタイトルを持ち、漂流物で文字を作ったり、蛭澤隆彦氏の森との関わりトーク、樽岸木村漁業部さんの地引網、ミズナラの幼木の植林など大変関心の高い行事がありました。

町長の挨拶の中で、「これを機会に、寿都のエコ元年としたい」との意向を表しておりました。グローバル的にも大変結構で、勇気ある発言であったと思います。

ます。

主要施策で、将来に向けて短期長期の森林整備の計画などお持ちでしょうか。お聞かせ願います。執行方針の中で森林資源調査の項目がありますが、どういう内容なのかお聞きします。折角造り上げようとした森も、植林後、野鼠の被害にあつては何にもなりません。管理のために、駆除剤の散布を行つてはどうでしょうか。主要施策の中で駆除の予算計上があります。どの地区でどの程度の面積を実施するのか、質問になりませんが、参考までお教え下さい。

●町長
山本議員の質問にお答え

いたします。将来に向けた短期長期の森林整備の計画についてであります。森林に関する計画といましては、大きく分類いたしますと、北海道の地域森林計画に基づき作成される、市町村森林整備計画と、森林を所有する方が森林の施業に関して計画する森林施業計画がございます。

市町村森林計画は、森林法の規定に基づき、地域の実情に即した森林計画を推進するための具体的な森林施業を明らかにする計画であり、個別の森林施業の直接的な規範となる重要な意義を持つ計画であります。計画期間は10年で、本町においては平成20年度から平成29年度までとされてお

り、実情に即した変更も行うものであります。また、森林所有者が計画する森林施業計画は森林法に基づき、具体的な伐採や造林等に関しての計画となっております。

本町では、町有林の施業計画と、南後志森林組合が個々の森林所有者との間で長期受託契約を結び、代表して立てている計画のほかに、湯別町の丸山地区の一部を所有している倶知安林

産協同組合の計画があり、それぞれ5年間の計画期間となっております。

森林整備にあたっては、町有林・私有林の状況を把握し、関係機関とも協議し、推進してまいりたいと考えております。

2点目の 森林資源調査の内容であります。本町の自然資源のうち、様々な森林資源について、分布と資源の内容を把握し、それぞれの位置づけを明らかにすることから、最初のモデルとして樽岸にある「法人の森」を対象として平成19年度に実施し、地質調査・植生調査を中心に調査を行い、「法人の森」のマップなどを作成したところ。1年間の整理期間を経て本年度は樽岸・湯別地区の森林資源の調査とともに、造林事業や複層林化へ向けた今後の方向付けを行う上で必要な林層図の作成と、樽岸・湯別地区の森林をまとめた森林マップを作成し、学校授業への活用も含め、木育の資料として広く町民に周知してまいります。

3点目の 野ねずみの駆除剤の散布についてであります。野ねずみ駆除については、国の補助を受け毎



年実施しており、補助の要件としては、下刈りを実施していることが条件となります。本年度散布を行う地区につきましては、樽岸町小川の7年生トドマツの町有林を中心に6.29haにヘリコプターによる空中散布を実施し、被害防止を図ってまいります。

4点目の湯別火葬場通りの桜の木は野ねずみ被害につきましては、昨年、数本の木が野ねずみによる被害があったことから、手まきの殺そ剤を散布し経過を観察している状況であります。幼木の被害は特に深刻で、芽のつき方などを観察しながら、芽吹かない木については伐木し、植栽していきたいと考えております。また、昨年ゆべつの周辺で植樹したエゾヤマザクラについては、低コスト

の野ねずみ駆除方法を試験的に導入しており、結果により広く町民にも普及して被害防止を図ってまいりたいと考えております。

■再質問

森林の整備計画については長期にわたった中で、国も地方公共団体も力を入れおり大変安心致しました。

昨年、美谷の小学校の付近、南美谷地区の水田があったところですが、もう田としての形がなく、柳の木、そしてギンドロがおがりかかっており、幹の太さも、胸径25cmないし、20cm程度となっています。今の農業の衰退を鑑みて、農地法がありますが、ただほったらかしているよりも、転用をかけて植林計画の中に盛り込むことも合法だと思います。この農地法が農地の転用を許すのか、許すなら、森林計画の中には非盛り込んでいたのだかと思っておりますので、そういうお考えあります。

●町長

美谷地区につきましては、現在休耕地となっており、雑木等が生い茂っている状態です。現在町では第7次総合振興計画を

策定中であり、その中でこのような地区の土地利用計画について、今後検討して、より有効な土地利用を考えて行きたいと考えております。

■再々質問

参考までに、樽岸川の河口に藻場造成のために資材を投入埋設して、山から来る枯葉の腐食酸が埋設したものとあいまって藻場が造成されるとなっていますが、概要だけお聞かせ下さい。

山本 喜彦 議員

健康 温泉の排湯の活用について

■質問

温泉の排湯の活用についてですが、最近、健康をお金で買うという傾向にあるようです。とりわけ健康食品に関心が高く、安心なものには多少金額が張っても買い求めているようです。健康の確保は、日常の食生活

によるところが大きいのですが、特に歳を経てなお健康であるためには、人間の体は40歳から60歳ころに体を作っておくことが大事だ

●町長

藻場造成の関係については、従来、山の枯葉が腐って、徐々に浸透して、川を伝わって、海に注ぐというこの流れを施肥という事業で直接投入したという理解をしていただければ分かりやすいと思うのですが、子ども、普通は山から流れてくるには年数はかかりますが、直接投入しますから、11月前後に投入することによって、翌年の6月をピークに海藻類がどんどん繁殖するということでご理解を願いたいと思います。

という話題もあります。また、日常的に健康のために漢方薬を飲用することも一考であると言われております。昔から、クコ、どくだみ、げんこのしょうこ、いわよもぎ等を調合して、お茶代わりに飲用していたようです。

そこで、薬草を栽培し、町の方々に配布し、飲用していただくという考えはいいかなものか。栽培にあたって、温泉の排湯を使っているかどうかと思うのです。

まず、排湯は現在、旧三ツ滝川、一の沢川を経て、朱太川の旧河川に流れ込んでいます。排湯を再度他の目的に活用（使用）して、投入棄入することには、違法性はありませんか。違法性が無いとするなら、今述べたような薬草や町の方々が希望する薬草を年間的に、また、越冬のために温度を必要とする薬草や、合わせて薬草に限らず、畑作物、花卉の発芽、育苗のために排湯を活用した温室又は温室的施設を作ってはいかかと思うのですが、何かお考えはありますか。

●町長

温泉排水の利活用についてですが、地球環境に優しいエネルギーの再利用は、昨今の大きなテーマでもあります。利用に際しては、制約されるものではないと認識しております。現に、豊富に存在する温泉地帯では、資源の幅広い活用として、施設園芸や栽培などへの利用がなされているところも数多くあります。

次に、温泉排水の利用の可能性ですが、ゆべつのゆでは熱源の再利用を図るために、熱回収システム（熱交換器）が導入されており、

現実的に処理後の排熱量などを考えますと、他への利用の際に十分な熱資源を確保できる状況にはないと考えております。湯量が豊富な、かけ流し温泉では、十分な排熱が確保される場合にあっては、暖房・融雪・農業ハウスなど温泉の持つ熱エネルギーを最大限に活用することは可能であります。

しかしながら、ゆべつのゆにおいては浴槽・洗い場からの排水など温度が低い状態にあり、活用に際してはヒートポンプにより熱をくみ上げて利用することになりますので、多額の設備投資が必要で経済コストを考えますと、現実的には大きなリスクが発生することになり、利用は難しいと考えます。

今、町民の健康づくりに対する意識も高まってきており、本町ではアロエ愛好会というグループも組織され、現在活動していることは、大変素晴らしいことであり、将来、健康づくりの輪が広がることを期待しますし、行政としても健康づくりに対して支援していきたいと考えております。

■再質問



排湯の関係ですが、結果として大変残念です。ただいま町長の口から薬草関係についても町内に何か健康のためにアロエを栽培している方が居られるということですが、アロエにつきましては冬の間、熱源を大変必要とします。アロエの効果については大変高いものがあると思ってますので、できればこういう物を広めて、また越冬できるような施設の中で栽培し、確保しながら輪を広げていっていただきたいと思います。

●町長

排湯の関係については、再利用というのは問題ありませんが、残念ながらお湯の温度の関係で再利用は厳しいということでありますが、ただ山本議員の健康づ

くりの為のハウスの考えについては、これはやはり健康づくりの為に欠かせない部分もありますので、今後、前向きに検討することはやぶさかではないというふうに考えております。

■再々質問

排湯の関係につきましては残念というふうに申し上げます。でも町長も、既にアロエ等の栽培の情報を捉えていて、結構なことだと思いましたが、現在の質問については、ゆべつのゆの質問だけになってしまいました。ただ、高齢者センターの湯もありまじ、従来、湯別温泉と称した井戸もあるようなので、この辺の活用も含められて、今後何らかの値につながるようにしていただきたい、これは希望であり、質問ではありませんが、流入の違法性についてはお答えありませんが、この件は予特で質問したいと思っています。

●町長

ゆべつのゆの排湯の再利用については先程もお答えしましたが、違法性はないということでご認識頂きたいと思っています。

健康

山本 喜彦 議員

住民検診の事後措置等について

■質問

昨年8月の広報に、5月に実施した「いきいき健診」の受診結果が掲載されていきました。特に今日的に話題になっているメタボについて、役場職員2名の方についての取り組みが掲載され、大変興味深く読ませていただきました。

ご承知のとおり、メタボは、世界的流れの中で、複合型リスク症候群「メタボリックシンドローム」という概念で統一しようという動きで、日常話題に取り上げられているところです。

昨年の受診データから、年齢区分3階層で紹介されていますが、313人の受診者中メタボ該当と、その予備軍を合わせて244人、パーセントにして78%となっていました。大変高い数値であることに驚きました。この数値は生活習慣から生じるものと認識いたしますが、通常の保健活動でどう対応してきたのか、何点か質問してみたいと思います。

一つには、どのような支援

援だったのでしょうか。

メタボの対象基準は、内臓の脂肪蓄積から、胴回りが男性の方で85cm、女性90cm以上とし、肥満度（BMI＝体重÷身長÷身長）が25以上をメタボ予備軍と位置づけているようでありま

該当者はおおよそ84人とあり、積極的支援の対象、また、160人が予備軍とされていますが、三つのリスクについて治療、投薬されている方がいればそれは除かれるとしています。実質の対象者はどの程度なのか、教えてください。

●町長
平成20年度から特定健康診査が開始され、町におきましては、従来実施しております「いきいき検診」において、がん検診と併用して実施しております。特定健康診査はメタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の発症や重症化を予防するための検診となっております。町民への特定健康診査の通知や生活習慣病予防に向けての意識の向上を促すために広報を活用し、PRしているところであります。周知内容の一つとして、いかに町民の方へ興味を持って頂き、予防の必要性を理解していただけるかと検討した中で、生活習慣を見直し、健康的に体重を落としてみたいという職員に協力をお願いし、昨年8月号の広報から毎月掲載しております。

メタボ該当者が受ける支援には、「コレステロール値」、それから「血圧高値」また「高血糖」の三つのリスクの内から、二つ以上あれば積極的支援該当とされていますし、また一つであってもメタボをお吸いになっている方も積極的支援該当になるといわれています。

少々嫌味に聞こえるかもしれませんが、8月号広報で「保健指導（支援）」に興味のある方は、町民課保健師までご連絡を」というようにして、広報の隅の隅にちよつと載ってましたが、少し消極ではないかと思ひます。電話などで対応するのも結構ですが、保健師が足を運んでこそ、温かい対応と言えるのではありませんか。検診以来、時間が経過していますから対象者を絞り込んで対応していると思ひます。実質の対応者があれば、参考までにその数を教えていただきたいと思ひます。お願いします。

実際に行動編をどうしていくか、目標はどこに設定していくかを毎月面接しながらの支援をしていき、生活習慣の改善について職員の面接結果から町民への周知につなげていき、興味を持っていただき自らの生活習慣の見直しをしていただくことを目的とした内容となっております。

差し支えなければ、広報のお二人の方は、メタボなのか、予備軍なのか、どのような支援で対応したのか、参考までにお聞かせ願ひたいと思ひます。

二つには、実質の対象者はどの程度なのかということと。

有所見者244人中、メタボ

ご質問にございましたその職員がメタボなのかについてですが、一人はメタボリックシンドローム予備軍でもう一人は該当ではありませんが、将来のメタボ候補者との職員の自己認識から脱メタボとの表現をしているところでもあります。

保健指導の実質の対象についてですが、積極的支援は昨年5月の検診において6名、本年1月の検診においては3名となっております。また、保健指導の内容につきましても、検診事後説明会に来ていただき、本人と目標の設定を行い、訪問や電話で改善の内容の確認や、食事、運動への助言を行っております。

ご質問の実質の対象者であります、積極的支援の方につきましては3名となっております。以上であります。

■再質問

お二方の対応についてはわかりました。特定の保健指導は、医療保険者がするようになっています。

例えば寿都町の国民健康保険であれば寿都町、皆さん職員の方であれば共済組合、その他政府管掌や健康組合などがありますが、

それぞれの立場での指導がなされるというふうに聞いています。

今回のお二方の住民検診や職域での検査の結果、メタボの予備軍又は、将来に向けての予防ということだと思いが、いま申し上げたように個々については国保担当でやってもらうのもしかりでしょうし、職域として役場の方々も1年に1度健康診断を受けられているようですから、その健康診断のデータに基づいて、国保と共済担当が連絡を取り合っ

て、実施してどうかと思います。それから40歳から74歳の中で65歳から74歳までについては積極的支援であつても、これは好きになさいということになってまして、大変難しい質問をしますがもしこの中で該当者がいれば人数を教えてください。今後の指導のことで、足を運んでうんぬんとい

いしましたが、今年、待望のブロードバンドの事業ができて、

聞こえ、

とによ

ると10月頃に完成し



て、高速でインターネットができるというふうなものが、そうしますとEメール等も使えましょうから、利用してやり取りするというのも結構ではないかと思いが、

要望でありますからお答えはいりません。

●町長

メタボの関係につきましては、詳しい内容については担当より説明させていた

だきたいと思いが、

また、ブロードバンドの

このからの利用につい

ても、ただ皆さんパソコンを持つている人を持つていない人いますけれども、やはりこれも有効利用していく方向性でこれも検討していきたいと考えております。

●町民課主幹

65歳から74歳までのメタ

行政 寿都町に於ける少子化問題について

木村 真男 議員



■質問

私は、寿都町に於ける少子化問題について質問させていただきます。

寿都町も少子高齢化の

ボの対象者及び指導の方法ですが、メタボの該当者については18名いらっしゃると思います。動機付け支援の方は6名となっております。共済各保険者が保健指導を行うというところで「保険者同士の連携を取ったほうがよいのではないか」という意見につきましては、そのとおりと思っております。

ただ、特定保健指導につきましては、40歳から74歳という年齢になっておりますので、この2名の職員については40歳未満ということ、同じ住民としてこちらの保健師のほうから指導ということも考えておりますし、また、個々の生活習慣改善もそうですが住民への周知、住民の意識向上を目的とした広報掲載というふうに考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

中、年々、出生数も減少傾向で深刻な問題になっております。これといった解決策も見当たりません。

町長の町政執行方針の中で「寿都町次世代育成支援

行動計画」も示されましたが本町の次代を担う子ども達を安心して生み育てる社会の構築を重要施策としております。また、国の子育て支援計画に基づき各自治体で子育て支援策など充実等の政策的対応が図られております。価値観が多様化し、変化する社会への法整備や対応の遅れも指摘され少子化に歯止めがかからないのが現状です。

新たな結婚観や家族観が社会に浸透されるよう意識改革を促すようなソフト面も不可欠です。そこで町長に質問します。

①「寿都町次世代育成支援行動計画」も示されましたが具体的にもう少しお聞かせ下さい。

②少子化問題解決策についてどの様に考えておりますか。これをお願いいたします。

また、本町も少子化の中、入学児童も減少しており、学校教育の弊害など指摘されております。先程質問した少子化問題も関連しておりますので教育長に質問いたします。

①現在の児童数、5年前の児童数と5年後予定される寿都小学校と潮路小学校の児童数をお聞きます。

②潮路小学校も開校から17

年経過し、耐震工事や大規模改修などの今後の予定についてお聞きます。

●町長

「少子化問題」に係るご質問についてお答えいたします。

1点目の具体的な計画の件であります、本町では、子どもを安心して生み育てることが出来る社会の構築を重点施策の一つとして位置づけ、子育て支援や、働きながら子育てをしている皆さんの生活支援、また、子ども達の健全育成を図るため、平成16年度に「寿都町次世代育成支援行動計画」の前期計画として、平成17年度から平成21年度までの5年間の計画を策定したところであります。

その中に基本目標を定め、これまで具体的に実施したものと、就労等の理由により保護者が昼間不在となる小学校低学年の児童に遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブの開設」や、通常の開設時間外の保育ニーズに対応するため「保育時間の延長」など保育サービスの充実に努めてきているところです。

平成21年度には、寿都保育園を移転改築し、保育園

育園を移転改築し、保育園

境の整備をはじめ、子育て相談室等の多目的スペースを設け、子育て支援の総合施設としての「寿都町こどもふれあいセンター」を整備し、平成22年度から子育て支援のための事業を展開していくこととしております。

また、平成21年度には、本計画の見直し時期を迎え、計画の課題の分析や評価を行い、平成22年度から平成26年度までの後期計画を策定することとしております。

2点目の少子化問題解決策についてですが、はじめに、出生率低下の主な要因は、晩婚化の進行や未婚率の上昇によるものが大きく、その背景には、仕事と子育ての両立や、子育ての負担感の増大によるもののほか、就職難や自立した生活がおくれない経済事情が関係しているのではないかと判断しております。

したがって、少子化対策は、これらの負担感を緩和・除去し、安心して子育てが出来るよう、様々な環境整備を進め、家庭や子育てに希望を持つことが出来る社会にすることが必要であり、乳幼児期ばかりでなく就学、青年期など世代に応じ

た支援体制を拡充しなければならぬと思っております。中でも寿都町を例にとりますと、若い世代の就労場所が少なく、町内の産業振興を強化していかねば少子化の歯止めにならないものと考えますので、そのため、足腰の強い産業づくりに向け基盤整備の推進や生活環境の充実に努めてまいります。

次代を担う子どもが心身ともに健やかに育つことが出来る社会づくりに向け「寿都町次世代育成支援行動計画」に定めた基本目標を確実に推進していくことが、今後の少子化問題解決につながるものと考えております。

●教育長
1点目の現在の各小学校における児童数でございますが、まず現在の児童数につきましては、寿都小学校で99名・潮路小学校で63名が在籍しております。

5年前の平成15年度では、寿都小学校で118名・潮路小学校では49名で、全体の比較としては5名が減っております。

5年後の推計といたしましては、現在の住民基本台帳等からの推計では、寿都

小学校95名程度、潮路小学校50名程度予想しておりますが、潮路小学校では児童養護施設の入所動向により不透明なところがございます。

潮路小学校での耐震工事や大規模改修などの予定についてですが、国の基準での耐震工事につきまして、昭和57年以前の校舎が対象となり、潮路小学校は平成3年4月に竣工しておりますので、工事の該当になりませんので耐震工事については計画しておりません。大規模改修については、補助での実施となれば、校舎の延命が目的で、床、壁、屋根の全体の1/3以上を必ず改修することとなっております。現状では、大変丁寧に使用して戴いていることもあり、大規模改修補助での計画はしておりません。ただ、体育館側の外壁の塗装や多目的スペースの裏側のガラス周辺の痛みが激しくなっておりますので、今後は、全体的な補修計画を検討し、通年の修繕と計画的な部分改修を併せて実施してまいりたいと思っております。

●再質問
今、教育長も述べました

が、本当に児童数の減少が気になります。私も一保護者として3人の子どもを通わせている親として、潮路小学校への保護者の実情を述べたいと思います。

潮路小学校も今年4月から複式学級のクラスができるようになりますが、樽岸地区は自分のことを言うのは何なんですが潮路小学校に私の子どもが入学すると小学生はそれ以降おりません。美谷地区も今回入学すると今の所いらないような状況であります。7年後にはもう樽岸地区には小学生の子供はおりません。このまま行くと美谷地区も同じであります。教育長も言いましたが潮路小学校は63名と聞いておりますがその半分以上の子供は施設、学園の子供であります。そのような状況を考えますと私の意見を言いますと5年・10年先を考えると寿都小学校と統合してはと思います。学校統合のメリット・デメリットもあり賛成、反対いろんな意見があります。

まずメリットとしては、子どもたちは多くの友達と、また多くの人との関わり、良い意味での切磋琢磨し、何より学校生活の中から社会性を養うということ

とが大事だと思えます。メリットの2つ目として、2校を1校にすることにより経費の大幅な削減がされます。町財政の厳しい中、ゆくゆくは統合も選択の一つではないでしょうか。メリットの3つ目として、寿都小学校と潮路小学校、2つの学校でも教育のことや行事などで多少の違いもあり父兄の方々も疑問に思っている点もあります。一つになることになり、その基本的な教育や行事などの違いが解消され、平等な教育の機会を受けられることとなります。

デメリットとしては、学校が一つになることで、その地区の方々の感情などいろいろな意見があると思います。デメリットの2つ目として、統合により教職員の削減などによる過疎化の要因の一つともなります。デメリットの3つ目として、潮路小学校も開校から17年も経ち、施設としてもまだまだ大丈夫でござい

ます。また、国からの補助政策など課題もたくさんあるかと思っております。そう

いう点をいろいろ考えながら、私の意見であります。小学校統合案を町長、教育長にお伺いしたいと思います。

●町長
小学校の統合については平成3年に潮路小学校がスタートして、あの当時は6校を1つにしたと、その時のメリット、デメリットを今、木村議員がお話したとおり両方あると思えますがやはり教育の基本というのは経済的なうんぬんよりも子供達の将来の教育に

いいのか、何が一番良いのか、ここが一番原点におさえなければならぬ。大人の視点で財政的問題うんぬんはなるべく議論しない方がいいんじゃないかと考えております。その中で今、複式の部分が出てきたということは、非常に残念なことですが、私は一つとして5年先を見て今の産業振興がなされないという前提でいくと統合ということを視野に入れて考えなければならぬと思えますが、これからもうと産業を活性化して若者が育っていく、そういう前提からすると小学校だけは町内に2つあって、その2つの学校



が競い合うというのも1つの教育の理念としては良いのではないかと思いますので、これから議員の皆様方とともにこの産業振興と教育の在り方について、議論をしながら進めさせていただきたいと考えているところでございます。

●教育長

今、木村議員さんから統合の選択、その方向についてということでしたが、まず、人数的な数からいけば、今、歌棄町に養護施設がございまして、養護施設が非常に安定した数字の中で生徒を入所させています。推移を見ますと大きく減っていくという傾向は、むしろ寿都小学校の方が率が高くなるのかなと懸念しております。ただ先程お話がありましたように21年度からは複式が1クラス、2年・3年と出ております。今までは複式が1度出たことがありますがずっと1年から6年までございますので、まずそれを確保している段階では統合という考えは少し考えにくいと思っております。

それから運営の問題であります。各学校がそれぞれ運営的なものの違いが

あるというご心配がありましたので、私共もこれからできるだけ運営的な方向について、父兄の意見を聞きながら、あくまでも寿都の学校という位置付けで父兄が心配しないような形で運営をしていきたいと考えております。

それからもう1つ先程、町長がお話されました教育の活性の件であります。

2つの小学校を統合しなかった1つの理由に、やはり学校は2つで競い合うのだと、それぞれの学校が競い合いの中から小さな町の中でも一つの教育を活性していくという目的が1つあったと私共も聞いております。できる限りその目的を長く維持していきたいと私も現在の中では考えております。

■議長

木村議員、1つ注意いたします。少子化問題と学校統合は関連はあるかもしれませんが、学校統合は大きな行政課題でありますので、その辺は考えながら質問してください。

■木村真男議員

はい。ありがとうございます。以上で終わります。

行政 越前谷由樹 議員 休廃止している公共施設の 利活用について



■質問

今、本町には何にも利用されていない休廃止状態の公共施設がいくつかあります。

その中でも特に挙げられる建物に①旧農林漁家高齢者センター（湯別）②旧磯谷診療所（平成17年度、増改築）③旧寿都診療所（旧道立寿都病院）④旧湯別小学校があります。

これからの寿都町の将来に活かしていく上にもこれらの建物の有効利用を考え、実践していく事が必要ではないかと思いますが町長の考えを伺います。

1点目、これらの建物の全体的な活用の考え、或いは今申し上げました①から④の建物の一つひとつの活用計画があれば示していただきたいと思えます。

2点目、町総合振興計画策定の中でこれらの建物をどの様に位置付け、活用していくか、お聞きます。

●町長

越前谷議員のご質問にお

答えいたします。

休・廃止等している公共施設のうち、ご指摘の4施設につきましては、旧高齢者センター及び旧湯別小学校は、老朽化が相当進み、

改修には多額の財源を要しますが、これまで旧湯別小学校は自然体験学習などの利用もされて来ておりますが、体育館を除く校舎の一部に雨漏りも生じている状況にあります。また、旧高齢者センターは、高齢者の憩い、研修の場として長年利用されておりましたが、

加温設備などの老朽化により平成17年から関係者と協議し、その活動は農村活性化センターへ移行されております。

この2箇所の施設につきましては、明確な用途がないまま今日に至っており、過去に社会教育などの宿泊を伴う複合研修施設などの検討もしたところでありますが、施設改修による投資と利用の効果を考慮したとき、最善策が見いだせない状況であり、活路が見いだせない場合は今後、解体も

視野に入れた判断も必要と考えております。

また、旧磯谷診療所につきましては、診療所という形態であることから、他の利用については困難性があると思われませんが、地域の活性化、福祉等に役立てられるものか、早い時期に結論を出したいと思えます。

さらに今後の町の振興計画策定にも関連しますが、旧寿都診療所につきましては、小西議員の質問にお答えしたように、今後の利活用は現段階で明確に示すことはできませんが、平成21年度に利活用診断を行うた上で、複合的な高齢者福祉施設なども視野に入れながら、診断結果を踏まえ検討してまいりたいと思えます。

なお、2点目の町総合振興計画策定との関係につきましても、ただ今申し上げた必要と判断されるものについては、施策又は事業として計画策定に明記してまいりたいと思えます。

■再質問

本来であればこれらの建物については全部とは言わないまでも、一つでも有効活用するため、21年度予算

に計上されてしかるべきと考えてます。

今後、検討するとか、利活用をこれから考えますとか、何とも遅すぎるのではないかと思うわけです。有効利用するということは町政の施策の中に載つていないと予算化できないわけです。

私は21年度町長の執行方針の中にもこれらの建物の利活用に関わる施策が全くといっていいほど載っていない事に驚いております。新しく建設される公共施設には誰しも関心を持つものですが、町長は今まで目的を持ってこれらの建物の今後の利活用については、あまり関心を持っていないのでしょうか。これから計画を立て



ますでは遅すぎますし、ましてやこれらの建物は放っておけば年々傷んでいきま

また、旧磯谷診療所は利用されていないわけですが、起債の償還、いわゆる平成17年度に改築した時の借金を返済しているわけですから、大変です。

町総合振興計画の中でも町長として積極的に「私はこうした施策を実現するために、この建物を大いに利用していきたい。」という事を打ち出していくべきではないかと思いますがいかがですか。

こうした積極的な考えがあればの話でございますが、要は町づくりの中で「みんなで考える、作ろう」は大変良い考えでありますけれども、町長の施策はどうなのか、どこにあるのか。町長が持っている独自のモチーフの中でこれらの建物を町の目指すべき明るい将来に役立てていきたいという考えが必要ではないでしょうか。これらについて再度、町長にお聞きます。

●町長

公共施設の関係でありますが、立場が変われば考えが変わるのかなというふうに思いまして、役場の職員、当時の頃から旧小学校の件についても病院の跡の關係についても自分の担当としていたということで、これ特に磯谷診療所については一番越前谷議員が分かっているところと目的外使用ということになると相当な問題等も出てきますので今、苦慮しているところでございます。

うのは、当時、私が助役だったことと、今私が議員であることを履き違えているんじゃないかと思えます。私は町民の代表という形で町長に質問しているわけでございます。

はこれらの建物をいかにして有効に活用するかという考えや施策を全面に出して、やる気があるかないかということですが、何とか考えていただけないか、お聞きします。

●町長

町長は先程「財政が厳しい」と言っていましたけれども、補助金などいろいろな財源の工夫ができると思えます。先程も申し上げましたように町の施策がしっかりとれているのであれば私はできると思えます。特に本年度、20年度補正予算については国保基金への運用戻し3千500万円のほか財政調整基金3千万円、減債基金2千万円、ふるさと振興基金6千800万円、と1億を超える基金を積み立てするという事は財源に余裕がなければできないことであります。私は財源問題は施策の目的がしっかりとついているれば解決できると思えます。要

公共施設の再利用については、先程お答えしたとおりで、基金が1億積めたから楽ではないかという件につきましては、楽だから基金を積んでいると理解している議員は他にいらつしやらないと存じます。

越前谷由樹 議員
旧磯谷診療所の
損害賠償請求事件等について

裁判
損害賠償請求事件等について

■質問

旧磯谷診療所に係る損害

賠償請求事件については昨年3月の定例会において質問しましたが、この裁判の

状況については今年1月9日函館地裁で第1審の判決が出され、本件を訴えた原告である町の勝訴となりました。その後、1月26日に相手側である中西ドクター（被告）が控訴し、今度は札幌高裁において、第2審として争われる事になったと聞いています。

さて、この裁判は新聞でも大きく報道され、町民はもとより私は今後どのような結果になるか何がしかの不安や関心を抱えているところでもあります。

裁判に関わる詳細な内容については、今後の裁判に影響を及ぼす事もありますので論じることが避けますが、町民の皆さんが一般的に知りたい事項について町長に伺います。

1点目、裁判費用等について質問します。

町が約1千770万円の損害賠償請求について裁判所へ提訴してから現在まで弁護士への報酬を含めどのくらいの費用がかかりましたか。また、今後の裁判（第2審）においてどのくらいの費用がかかりますか。

2点目、差し押さえ物件と町民の負担について質問します。

町は中西ドクターの所有

物件を差し押さえしていると言うことですがその評価額は約1千万前後と聞いています。第1審で町が勝訴した事で差し押さえした物件（不動産）の仮執行（競売）が可能と言う事ですが、その物件は町以外の抵当物件でもあり町は第2抵当という事から第1抵当者から順に執行されますので差し押さえ物件の価格は、第1抵当者の執行額の残額になると思われま

第1抵当者の担保がいくらなのか判りませんが損害賠償請求額約1千770万円プラス裁判費用等の総額には到底及ばない事になります。もし、相手側（中西ドクター）が損害賠償請求額約1千770万円を支払わなかった場合（控訴は払わない事意思表示でもある）、差し押さえ物件の評価が損害賠償請求額（約1千770万円）に達しなかった場合、その不足の経費は誰が負担するのでしょうか。これらは、全て町が費用を持つ事になると思

います。云いかえれば全て町民の負担であります。

裁判というものは長い月日（期間）がかかります。

それだけに心も疲弊すると思います。ましてや、この裁判は町が訴えた裁判であ

り原告としての責任もありますので、この任に当たっている担当職員の心労や負担は図り知れないものがあると思います。

これらについて町長はどのように考えますか。

●町長

磯谷診療所の損害賠償請求訴訟についてお答えします。裁判の状況については、行政報告したとおりでありますので、経過や判決内容等については省略させていただきます。

ご質問の、訴訟を提起しからの裁判費用については、債権保全のため、中西医師が所有する不動産に対する仮差押手続に13万円、第一審の裁判に要した経費が90万6千円、第二審の控訴審の委託料や競売申立費用として130万円、加えて、債権回収額に及び、その回収額の1割程度が弁護士に對する成功報酬として支払うことになっております。

次に、競売申立による競売結果の配当順位と配当額等の、ご質問であります。第一審の判決にそって支払に及びて頂ければ、競売申立をする必要もなかった訳であります。越前谷議員のご質問の中にもあります

ように「控訴は払わない事意思表示でもある。」との、ご指摘のとおりとすれば、なおさらのこと、競売申立という法的手段で対応し、「町民の財産を守らなければならぬ」ということから、議会と協議し、仮執行できるとされている判決にそって、競売申立をするにしましたものであります。

今回の、この訴訟等に関する経費については、ただいま、申し述べたように、何ら手段を講じなければ、回収するできないことが想定されますので、その回収に向けての経費でありますので、ご理解を願います。

また、競売の申立物件については、「道々拡幅事業」として、北海道の補償物件でもあることから、配当も見込まれるものと思われるのであります。なお、配当額が返還額に達しない場合については、引続き中西医師に對し請求し、支払に及びていただくよう対応してまいります。請求にもかかわらず応じない場合は、弁護士と協議し取り進めてまいります。

また、この訴訟は、町が提起したものであります。その前段として、中西

医師が行った診療報酬請求に關し、社会保険事務局の監査において不正・不当請求の事実が判明したことに よるものであります。

北海道の生活保護法関連による返還金についても、診療報酬請求に關し、同様の不正・不当請求が判明し、町が開設者であった期間の診療報酬1千769万3千770円を返還したものであります。

が、この診療報酬の請求については、中西医師による不正請求であり町は一切関与していないことから、町に返還請求された同額を中西医師に支払いを求め、その支払いに及びていれば、今回のような法的な手段によることがなかったものであります。裁判は想定していた以上に長い時間を費やしてありますが、中西医師が司法の判断を真摯に受け止め、対処していただくことが最善の方法であると考えております。

■再質問

原点に戻りますと、この裁判の始まりは片岡町長が北海道や社会保険事務局へ自ら不正を正そうと情報を提供し、訴えたことから起こっております。私は不正や不当を正そうとすること

は間違っていないし、そのとおりだと思いますが、そのことから生まれてくる町の負担、言い換えれば町民に重い負担を背負わせるような事となるのであれば、その時訴訟の前段に全体状況を把握しながらも事件としての先行きを熟考すべきだったと今更ながら思うのであります。

その当時の新聞にも載っていますが、片岡町長の下した判断は磯谷地区に診療所がなくなつた。そしてもしかするとこれからの2審の裁判の結果状況にもよりますが損害賠償請求額を満たすだけの経費が生まれてこないかもしれない。

また、その負担は重く町民に懸かってくるのではと不安に思うわけでありまして。予断になりますが、中西医師も町長自身が責任を持つて不足の経費を負担するのであれば話は別でございますが、現実にはそうでないわけでございます。町長はこの損害賠償請求額と町民の負担についてどう考えるのかお聞かせいただきたいと思ひます。

●町長

損害賠償、不正を正そうとしたのが私だと、その

当時私、思い出すと、私は原点、そこに1番の問題があると考えております。と言うのは、やはり悪い事をした場合には不正を正すというのが私の使命でもございますし、当時助役であつた今の越前谷議員が蓋をかきようとした、判断したものは非常に残念でなりません。今、綺麗事を言つてお

りますけれども、当時、中西先生に蓋をしようと言言したのは越前谷現議員ではなかつたでしょうか。このことから私は町民の財産を守ることが1番の原点でありますので、法に従つて順序正しく、今行つていっているのが現状でありまして、町民に負担をかけることのないよう、これから裁判で戦つていくというの、私の姿勢でございます。以上でございます。

■再々質問

これも町長先程、私は議員という立場で質問していること、勘違いしているんじゃないですか。質問として言っている事に、あまり答えてくれないようでございます。

町長、中西ドクターは不正・不当請求ということ

るわけでございますけれども、町長は先程、私のことを助役時代の事を話しましたけれども、ところで町長は当時の磯谷診療所に何度か受診されたことがあると聞きました。中西ドクターの診察を受けたことがありません。町長に聞きたいわけですが診察代とか、薬代はどうだったんでしょうか。それだけ片岡町長と中西ドクターは親密だったということですか。そんな仲であつたのになぜ訴え、このような事件になつてしまつたのか、不思議なわけがあります。私はこの事件が町民やそこに勤めていた職員、患者さんそして地域住民に与えた影響は相当なものがあると思ひます。

そうしたことから再度、町民というか地域住民の負担ということについて、町長の思いを再度お聞きしたいと思ひます。

●町長

磯谷の診療所については当然中西医師が不正・不当で診療所を閉めなければならぬ状況になつた時には働く人間、地域の人々に非常な迷惑というのか、問題が起きるというのは当然な話ではありますけれども、不

正をわかった時点でそれを隠すという町長というのはもつと問題が私はあるんじゃないかなと思います。(そつだ。の声議員席より、多数。) いろいろ痛みとこののはあったかもしれないけれども、やはり私は3千600人の町民の命、財産を守るという責任から、私のとつた判断は決して間違つてはいない、逆にそれを抑えようとした人間の方が私は重い責任があるというふうに感じております。

■越前谷議員

議長…。

■議長

越前谷議員、3回の質問回数は終わりました。

■越前谷議員

これで終わりますけれども、私は先程も何度も言いましたように議員として…。

■議長

越前谷議員終わってますから。

■越前谷議員

いや、議長。

■石澤議員

終了。

■沢村議員

ルール決まってますから。最後に、最後にそのことだけを話して…。

■小西議員

議長が静止してるんだから。

■越前谷議員

個人的なことではなくて…。

■多数議員

■多数議員

■越前谷議員

これで終わります。

■議長

越前谷議員、退席して下さい。退席して結構です。一般質問は以上で終わりであります。

しかし、全体を含めまして、今の問題、だけというわけでもありません。全体を含めまして、今回の一般質問について、議会側として、私は反省すべき点、或いは勉強すべき点、今後の課題、その様な事がありましたので、或いはまた理事者にも来ていただきまして、一般質問はこれで終わるわけでありまして、この後、協議会を持ちたいと思っております。その席でいろんな事が出るかも知れませんがまだ5時まで時間も取りますので、そのように取り計らいたいと考えております。これにて一般質問を終了いたします。

議会日誌

(平成20年第4回定例会以降)

12月

- 26日 岩内寿都地方消防組合議会 (岩内町・沢村議員)
南部後志衛生施設組合議会 (瓜生議長・中里議員)
南部後志環境衛生組合議会 (黒松内町・山本議員)
- 31日 寿都神社 除夜祭・歳旦祭 (石澤議員)

1月

- 1日
- 4日 新年交礼会 (瓜生議長ほか多数の議員)
- 5日 寿都町漁協、新春初セリ式 (瓜生議長ほか多数の議員)
寿都消防団出初め式 (瓜生議長・沢村議員)
- 7日 消防団寿都分団幹部新年会 (瓜生議長)
- 11日 漁業報告祭・船魂祭(小西副議長)、成人式(瓜生議長ほか多数の議員)
- 16日 議員全員協議会 (全議員)、例月出納検査 (沢村議員)

2月

- 10日 南部後志環境衛生組合臨時議会 (黒松内町・山本議員)
- 11日 南部後志正副議長会 総会・道外視察
(青森県～13日まで・瓜生議長、小西副議長)
- 15日 第2回洞爺湖セミナー (洞爺湖町・小西副議長)
例月出納検査 (沢村議員)
- 17日 後志支庁管内町村議会議長会定期総会
(洞爺湖町～18日まで・瓜生議長)
- 24日 21年第1回臨時議会・全員協議会を開催 (9名の議員)

3月

- 1日 村田道議新春の集い (洞爺湖町・小西副議長)
寿都高校卒業式 (瓜生議長・中里議員)
- 3日 議会運営委員会 (岡部委員長・中里副委員長・小西委員・木村親志委員・山本委員・瓜生議長)
- 5日 スポーツ表彰式 (小西副議長外多数の議員)
- 9日 21年第1回定例会・全員協議会を開催 (全議員)
- 10日 例月出納検査 (沢村議員)
- 13日 第1回定例会再開 (全議員)・全員協議会 (全議員)
寿都中学校卒業式 (瓜生議長・中里議員)
- 14日 民主党北海道政治セミナー (札幌市・瓜生議長)
- 16日 予算特別委員会 (全委員)
- 17日 予算特別委員会 (9名の委員)
- 19日 潮路小学校卒業式 (瓜生議長)
第1回定例会再開 (9名の議員) 閉会

北海道社会貢献賞(自治功労)を受賞

岡部議員は、永年にわたる議員活動を通して、地方自治振興に寄与された功績が認められ、1月27日に札幌市において、高橋北海道知事から北海道社会貢献賞(自治功労)を受賞されました。

全国町村議会議長会 自治功労者表彰を受賞

町村議会議員として15年以上の長きにわたり、本町の自治の振興発展に尽くされた功績に対し、2名の議員が全国町村議会議長会より自治功労者として表彰を受け、平成21年第1回臨時会の議場において瓜生議長から伝達されました。受賞者は次のとおりです。

- ・中里徳男 議員
- ・石澤洋二 議員

平成21年第1回臨時会

平成21年第1回臨時会は2月24日に招集され、会期を1日と定め、平成20年度一般会計補正予算1件を審議し、同日閉会しました。

審議した案件

◆平成20年度寿都町一般会計補正予算(第5号)
……賛成8 反対0
……原案可決

- ・総務費
損害賠償請求訴訟業務委託料 130万円増
- ・民生費
児童福祉施設建設費 3億1千540万8千円増

●補正の内訳
予算総額に3億1千670万8千円を追加し、総額を35億7千859万8千円とするものです。